

# 入札公告

令和6年4月26日

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)所有の土地を下記のとおり一般競争入札により売却します。

なお、今回の入札についてのお問い合わせ先は、別紙の媒介業者となります。

## 記

### 1. 売却物件

北海道札幌市中央区南三十条西十丁目1136番1 宅地 10,283.53㎡

### 2. 入札参加者に必要な資格

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「業法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の資格を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者でない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員(構成員を含む。)でないこと。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから2年を経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)に該当しない者であること。
  - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ④ 競争入札の実施に当たり当会の職員の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由なく当会との契約を履行しなかった者。
  - ⑥ 当会に提出した書類に虚偽の記載をした者。
  - ⑦ その他当会に著しい損害を与えた者。
- (5) 入札代理人については、上記(2)から(4)までのいずれにも該当する者であること。
- (6) 日本法人であり、確実な資金計画を有している者であること。

### 3. 入札参加の手続

- (1) 入札に参加することを希望する者は、(2)に掲げる書類を下記問い合わせ先の媒介業者へ請求してください。書類を配付された者は、入札参加申込書及び誓約書を令和6年6月14日(金)までに、媒介業者へ持参、又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)してください。

なお、提出された書類はいずれも返還いたしません。

#### (2) 配付書類(主なもの)

- ① 入札参加申込書
- ② 誓約書

- ③ 振込依頼書
- ④ 入札保証金提出書
- ⑤ 入札保証金納付等に関する留意事項
- ⑥ 入札書(入札当日持参のこと)
- ⑦ 入札注意書
- ⑧ 委任状
- ⑨ 土地売買契約書(案)
- ⑩ 物件調書(含む図面関係)

＜配付書類等の請求・提出場所、及び問い合わせ先媒介業者＞

別紙の4のとおり

4. 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額で、5千万円以上とする。)を振込依頼書により、指定口座へ振込手続を行うとともに、手続終了後、入札保証金提出書を速やかに連合会へFAX送付してください(FAX :03-3222-3717)。

納付期間:別紙の2のとおり

5. 現地説明

実施いたしません。

6. 入札の日時及び場所

別紙の3のとおり

7. 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効となります。

8. 契約等

落札者は、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明を受けたうえ、落札決定の日から令和6年7月26日(金)までに、連合会の指定する契約書により、契約を締結しなければなりません。

なお、令和6年7月26日(金)までに、契約を締結しないときは、入札保証金は連合会に帰属します。

9. 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結と同時に支払わなければなりません。

国家公務員共済組合連合会

**1. 売却物件**

物件番号	物件所在地	実測数量(m <sup>2</sup> )
06-004	北海道札幌市中央区南三十条西十丁目1136番1	10,283.53

**2. 入札保証金納付期間**

令和6年6月18日(火)～6月20日(木)15時まで

**3. 入札の日時・場所**

令和6年6月21日(金) 15時30分～

東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー33F

東急リバブル株式会社 会議室

**4. 配付書類等の請求・提出場所、及び問い合わせ先**

東急リバブル株式会社 ソリューション事業本部 法人営業一部

住所: 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー33F

電話: 03-6895-0351 (関口、馬込、濱子) (平日9:30～17:00)

# 物 件 調 査 書

物件番号	06-004				
所在地	札幌市中央区南三十条西十丁目1136番1				
旧住居表示	札幌市中央区南30条西10-1-1、10-1-5、10-1-10				
現況地目及び面積	宅地	10,283.53㎡			
登記簿記載事項	地番	1136番1			
	地目	宅地			
	数量	10,283.53㎡			
接面道路の状況	北側 市道 幅員約10.9m(建築基準法第42条1項1号道路) 東側 市道 幅員約10.9m(建築基準法第42条1項1号道路) 南東側 市道 幅員約17.4m～約18.2m(建築基準法第42条1項1号道路) 南側 市道 幅員約20.0m～約25.0m(建築基準法第42条1項1号道路) ※ただし南東側および南側道路については建築基準法第43条の接道義務を満たしていません。				
法令に基づく制限	建都築市基計準画法	市街化区域			
		用途地域	準住居地域・第一種住居地域		
		地域・地区	—		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	33m高度地区		
		防火指定	—		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第22条区域 ・日影規制(4m/4h/2.5h) ・斜線制限(道路・隣地)</li> <li>・都市計画法第29条(開発行為の許可) ・景観法(景観計画区域)</li> <li>・土壌汚染対策法第4条(一定規模以上の土地の形質の変更の届出)</li> <li>・都市再生特別措置法第88条・第108条(集合型居住誘導区域外・都市機能誘導区域外)</li> <li>・公有地の拡大の推進に関する法律第4条 ・国土利用計画法第23条(土地取引の届出)</li> <li>・緑保全創出地域制度(札幌市緑の保全と創出に関する条例)</li> </ul>			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	電 気	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
		接面道路配線	有		
	公営水道	接面道路配管	有	無	
		公共下水道	接面道路配管	有	無
		都市ガス	接面道路配管	有	無
交通機関	鉄道等	札幌市電 山鼻線「石山通」駅の南東方 約1.3km			
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売却の際は、現状有姿(囲障・看板等を含む。)での引渡しとなります。</li> <li>・本物件西側隣接地のアスファルト塗装、石畳、コンクリート基礎および擁壁が軽微に越境しています。当該事象については、越境に関する覚書を締結しています。</li> <li>・本物件は南側接面道路に対して約1m、南東側道路に対して約1.8m低くなっています。また、西側敷地に対して最大1.5m程度低くなっています。</li> <li>・本物件は「内水氾濫による浸水想定が0.3m未満」の区域に位置します。【想定雨量125mm/1時間】</li> <li>・本物件は「洪水による浸水想定が0.5m以上3m未満」の区域に位置します。【豊平川(下流):総雨量 406mm/72 時間】</li> <li>・本物件は重要土地等調査法の注視区域および特別注視区域には指定されていません。</li> <li>・本記載事項と現況に相違のある場合は、現況を優先します。</li> </ul>				